

# 東京ブランド推進プロジェクト

～よくある質問～

## よくある質問

### ●申請について

Q 1 単独事業者での応募はできますか？

A 1 本事業は事業者の連携した取組を対象にしていることから、単独事業者様では応募頂けません。複数事業者様での応募をお願いします。

Q 2 応募時にアクションパートナー登録は登録を終わっていないといけないのですか？また、共同提案者もアクションパートナー登録は必要ですか？

A 2 応募時にアクションパートナー登録を申請中であれば差支えありません。早めの申請にご協力頂けると幸いです。共同提案者様もアクションパートナー登録をお願いします。

Q 3 同業者（ホテル同士の連携や飲食店同士の連携）の連携でも共同実施者として認められますか？また、営利目的のイベントでも応募できますか？

A 3 いずれも応募頂けます。ただし、東京都の負担金額は、募集要項（P3 6 実施に係る総事業費及び都の拠出金額）をご確認ください。

Q 4 グループ会社（親会社と子会社等）の連携でも共同実施者として認められますか？

A 4 グループ会社（代表提案者＝親会社、共同提案者＝子会社等）の連携では応募頂けません。他の共同提案者との応募をお願いします。

Q 5 代表提案者が実行委員会等の場合、代表提案者 1 者で応募できますか？

A 5 実行委員会の構成により異なります。

- ① 代表提案者の構成員が法人である場合には 1 者で応募頂けます。
- ② 代表提案者の構成員が個人である場合（あて職の場合を含む。）には 1 者では応募頂けません。

Q 6 実行委員会形式でイベントを実施します。（A 実行委員会 実行委員長 B 氏）  
実行委員長が代表を務める実行委員会構成企業（C 株式会社 代表取締役 B 氏）  
がこのイベントの申請を行うことはできますか？

A 6 この場合、A 実行委員会（実行委員長 B 氏）での申請をお願いします。  
A 実行委員会の印鑑がない場合には、B 氏の個人印を押印してください。  
（C 株式会社としては応募頂けません。）

Q 7 申請書類に押印は全て必要ですか？

A 7 押印は 1 部で差し支えありません。  
（残りの部数はコピーでご提出頂けますと幸いです。）

●補助対象経費について

Q 8 東京ブランドに関するイベントで入場料収入やスポンサー収入を得ることは可能ですか？

A 8 差し支えありません。ただし、当該イベントで収入を得る場合、東京都の負担金額は総事業費により、以下のように算出します。

<総事業費が 4,000 万円未満の場合>

協賛金が総事業費の 2 分の 1 を超過した分については、都の拠出金額から差し引いて支給させて頂きます

例) 3,000 万の総事業費で、うち 2,000 万をスポンサー等から支援

→都の拠出額は、総事業費の半額 1,500 万円から、協賛金の総事業費半額を超過した分 500 万円を差し引いた 1,000 万円となります。

<総事業費が 4,000 万円以上の場合>

総事業費から都の拠出金 2,000 万円を差し引いた額を、協賛金が上回る場合、超過分を都の拠出金 2,000 万円から差し引いて支給させていただきます。

例) 7,000 万の総事業費で、うち 6,400 万をスポンサー等から支援

→総事業費から都の拠出金上限 2,000 万円を差し引いた額 5,000 万円を協賛金 6,400 万円が上回るので、都の拠出額は、超過分 1,400 万円を 2,000 万円から差し引いた 600 万円となります。

※ (ご参考) 都の拠出金額の確定について

事業実施後、実施報告書及び収支報告書をご提出いただき、拠出金額の決定をいたします。収支報告書に記載された総事業費と申請時の収支予定書に記載された総事業費のうち、金額が少ない方を基準に、拠出額を決定いたします。

**Q 9** 施設等（美術館、博物館、水族館、テーマパーク等）を運営し、通常業務として入場料を得ている場合も都の拠出金額から差し引かれますか？

**A 9** 施設等を運営し、通常業務として入場料を得ている場合には、都の拠出金額から差し引かれません。

**Q 10** 人件費は都の拠出対象経費になりますか？

**A 10** 提案者、共同提案者が雇用している社員・アルバイト等の人件費は対象になりません。東京ブランドに関するイベントの実施等を外注し、委託契約等を結んで実施する場合、当該イベントの実施等に係る人件費は、必要性が認められる場合、対象になります。

**Q 11** 応募時に申請した金額で都の拠出金額は確定しますか？

**A 11** 事業実施後、実施報告書及び収支報告書をご提出いただき、拠出金額の決定をいたします。収支報告書に記載された総事業費と申請時の収支予定書に記載された総事業費のうち、金額が少ない方を基準に、拠出額を決定いたします。

※ご不明点ございましたら担当までご連絡ください。